

平成 27 年 11 月 11 日

各 位

大阪府中央区瓦町三丁目 5 番 7 号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号 8798)
(連絡先) 取締役 上席執行役員 管理部長 大原 勲
電話 06-6204-1193

株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

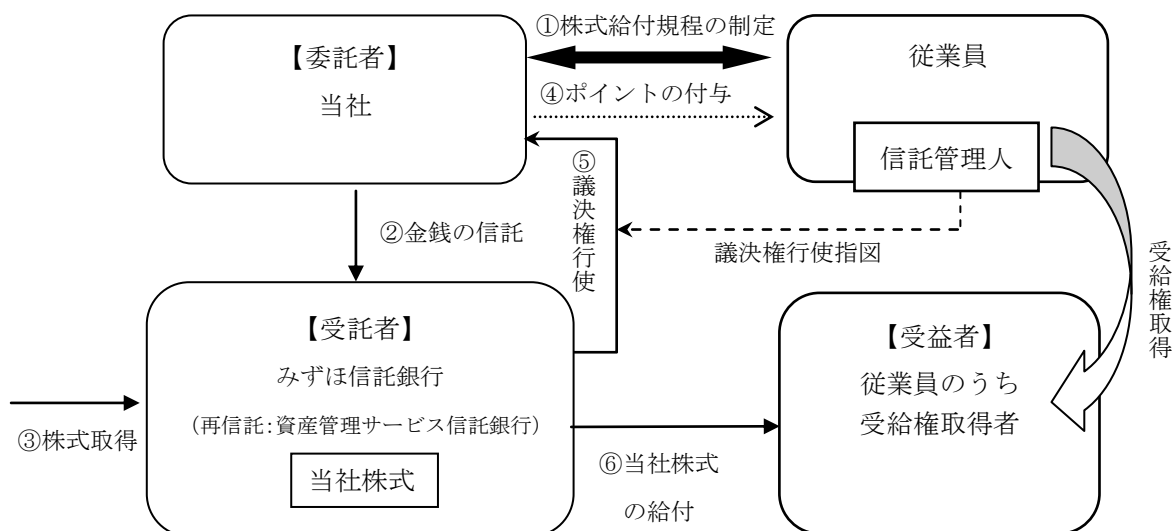
記

1. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員に対して、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社従業員に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。当社従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場を通じて取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき、従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

2. 本信託の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社) |
| (5) 受益者 | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者 |
| (6) 信託契約日 | 平成27年11月19日（予定） |
| (7) 信託設定日 | 平成27年11月19日（予定） |
| (8) 信託の期間 | 平成27年11月19日（予定）から信託が終了するまで
(終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。) |

3. 本信託における当社株式の取得内容

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 当初信託金額 | 303,000,000円（予定） |
| (2) 取得期間 | 平成27年11月20日から平成27年11月26日（予定） |
| (3) 取得方法 | 取引所市場（ToSTNeT）により取得 |

以上